

第3章 農業の将来像

1. 基本理念

松戸市の農業の振興を図っていく上で、根本的な考え方となる基本理念です。

次代につなぐ、人、まち、農業

都市化が進んでいる松戸市において、都市農業の振興を図っていく上で、農業と市民が調和し共生する必要があります。市民の農業への理解を得ていくことで、農業を通じて「農業者と市民」、「市民と市民」をつなぐことができれば、農業が地域のつながりを生む場となっていくます。市民同士のつながりを生むことは、生活満足度の向上や街の活性化に貢献することができ、農のある街を、次世代に引き継いでいく魅力に溢れた松戸市を実現することができます。

「次代につなぐ、人、まち、農業」を実現するためにも、農業が安定した経営を営み魅力ある産業として成り立ち、市民から「松戸の農業」として応援される存在となるように、農業振興に取り組んでいきます。

2. 基本方針

基本理念を基に、農業が安定した経営を営み魅力ある産業として成り立ち、市民から応援される農業を実現するための基本方針を、以下4つとしています。なお、本計画は、国の「都市農業振興基本計画」に基づく地方計画として策定しており、今回、計画期間 10 年の中間見直しであることから、4つの基本方針については変更せず、施策や主な取り組みにおいて、見直しを行うものです。

基本方針1 農業者の確保と育成

基本方針2 都市農地の保全

基本方針3 都市農業としての販売力の強化

基本方針4 都市農業の多様な機能の推進

基本方針 1 農業者の確保と育成

松戸市の総農家数は、2005年から2020年の15年間で244戸（26.9%）減少しています。また、農業者アンケート調査結果において、松戸市の農業が存続するための重要事項として、後継者等担い手の育成があげられ、農業経営上の問題点としても、高齢化等による慢性的な労働力の減少が、あげられています。

したがって、農業を担う後継者や、新規就農者、女性農業者が意欲と希望を持って取り組める農業を目指し、経営参画や家族間経営協定^(注)の締結を推進する必要があります。また、安全・安心な農産物を安定的に供給するためには、生産量の確保や生産性の高い農業経営が必要です。

そこで、松戸市の農業を振興していくために、「農業者の確保と育成」を、基本方針の一つとします。地域の農業を牽引する意欲と能力のある人材を確保・育成するとともに、農業後継者や新規就農者に対し、就農促進と定着化を図るための支援体制の充実と、就農しやすい環境の整備を図り、担い手の育成を推進します。そして、次世代の農業を担う若い担い手農業者や、新規就農者が希望をもって取り組める高所得農業を目指し、農業生産性の向上と経営の改善を図ります。

基本方針 2 都市農地の保全

松戸市の経営耕地面積^(注)は、2005年から2020年の15年間で217ha減少しています。しかし、都市農業振興基本法が制定され、都市農地は、「都市にあるべきもの」と位置づけられ、農業者アンケート調査結果において、松戸市の農業が存続するための重要事項として、農地の保全があげられています。

そこで、松戸市の農業を振興していくために、「都市農地の保全」を基本方針の一つとします。担い手が減少していく中で農地保全を実現するためには、総合的に農地の利活用を促進していく必要があります。

市街化調整区域内農地^(注)では、遊休農地^(注)の解消を図り、また、遊休農地の予備群である耕作放棄地^(注)を減らすため、意欲的な農業者に対して、農業委員^(注)及び農地利用最適化推進委員^(注)と連携し、農地銀行^(注)を活用することで、農地の利用集積^(注)を推進してきました。そして、2024年10月からは、これまでの農地銀行^(注)から農地バンク^(注)へと貸借制度の移行を行い、農地中間管理機構^(注)も含めた連携体制を構築しました。今後、さらなる農地の流動化・集積を促進していきます。

また、市内の農地で、まとまって存在する農地の転用については、本市関連計画と連携を図り、慎重に検討する必要があります。市街化区域内農地^(注)については、生産緑地法の改正や、都市農業の貸借の円滑化に関する法律により、

(注)参考資料1. 用語の説明

生産緑地制度がこれまで以上に都市農地保全のための有効な手段となっていることを踏まえ、生産緑地制度の活用による都市農地の保全に努めます。

松戸市において、市街化調整区域内農地と市街化区域内の生産緑地^(注)は、大切な都市農地であり、その保全は重要です。

基本方針3 都市農業としての販売力の強化

農産物販売規模別農家数の割合について、2005年から2020年の間に販売金額100万円以上の農家割合が減少し、50万円未満の農家割合が増加しています。農業者アンケート調査結果において、松戸市農業が存続するための重要事項として、松戸産農産物のブランド化や販路の拡大があげられており、農業行政に期待する役割についても、農業者及び市民ともに地産地消の推進があげられています。

そこで、松戸市の農業を振興していくために、「都市農業としての販売力の強化」を基本方針の一つとします。都市農業の役割である新鮮な農産物の供給のための地産地消、農業者が優位に生産物の販売ができるようにブランド化を推進するほか、安定的な経営を実現させるために、販路の多角化を推進していきます。

基本方針4 都市農業の多様な機能の推進

都市農業振興基本法が制定され、都市農地の多様な機能を発揮することが求められています。市民アンケート調査結果において、都市農地を農地として残すべきという声が多く、今後はさらに、農地の多様な機能の発揮を実現し、都市農地の価値を高めていくことが望まれます。また、農業者アンケート調査結果において、松戸市の農業が存続するための重要事項として、担い手確保に必要な取組み、農地保全に必要な取組み、農業行政に期待する役割として、近隣住民の農業に対する理解の醸成があげられています。

そこで、松戸市の農業を振興していくために、「都市農業の多様な機能の推進」を基本方針の一つとします。また、これまで実施してきた、環境にやさしい農業^(注)の推進についても理解を得ていくとともに、都市農地の多様な機能の発揮を推進していきます。

(注)参考資料1. 用語の説明

3. 施策体系図



施策	主な取組み
(1) 担い手の育成	<ul style="list-style-type: none"> ①地域の意欲的農業者をサポートする体制の整備 ②農業後継者の配偶者・新規就農者の創出【改正】 ③経営改善支援 ④法人化の支援
(2) 農業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ①野菜・果樹・水稻産地育成強化 ②施設園芸産地育成強化 ③鳥獣被害防止対策 ④物価高騰対策【新規】 ⑤スマート農業支援【新規】
(1) 農地の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ①農地の流動化・集積の促進【改正】 ②農地パトロール事業 ③農業関連法律及び税制等制度の情報提供
(2) 生産緑地制度の活用	<ul style="list-style-type: none"> ①生産緑地地区の指定 ②特定生産緑地の指定 ③都市農地の貸借円滑化
(3) 環境にやさしい農業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ①総合防除の推進 ②土づくりの推進 ③農業生産環境整備の推進 ④環境負荷軽減事業【新規】
(1) 地産地消の推進	<ul style="list-style-type: none"> ①食育の推進 ②学校との連携【改正】 ③松戸産農産物のPR
(2) 農産物のブランド化	<ul style="list-style-type: none"> ①安全・安心な農産物の生産 ②農業イベントの実施【改正】 ③販路の多角化【改正】 ④観光農園の推進【新規】
(1) 都市住民の農業への理解の醸成	<ul style="list-style-type: none"> ①近隣住民との交流 ②都市農業・農地の大切さの啓発 ③市民との連携
(2) 都市農地の多様な機能の発揮	<ul style="list-style-type: none"> ①市民農園の利用 ②福祉事業との連携【改正】 ③災害時の防災機能